

令和3年2月8日

組合長・特別会員 様

小田原食品衛生協会長

緊急事態宣言延長に基づく協力要請について

当協会の事業運営につきましては、日ごろからご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、標記のことについて、(公社)神奈川県食品衛生協会を通じて神奈川県知事から次のとおり要請がありました。2月2日、政府は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を3月7日まで延長しました。これに伴い、神奈川県も、「特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針」を改定し、現在の措置を延長することとしました。

事業者の皆様への要請・働きかけ事項は、別紙「事業者の皆様へ」のとおりですので、貴組合員並びへの周知方よろしくお願いいたします。

(要請の概要)

- ・引き続き飲食店等については、5時から20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）を要請します。
- ・人が集まり飲食につながる可能性がある施設に対しては、特措法によらない、5時から20時までの営業時間短縮（酒類の提供は11時から19時まで）の協力をお願いします。

○ 知事メッセージ

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/210202_message.html

○ 特措法に基づく緊急事態措置に係る神奈川県実施方針

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19/jiltushihoushin.html>

○ 県民や事業者の皆様に対する要請等の内容について

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/bu4/covid19-zitanyousei.html>

【参 考】 ※かけ間違いのないよう、ご注意ください。

● 新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル 0570-056774

音声案内につながります。

- (1) 感染の不安のある方、健康・医療に関すること、COCOA、濃厚接触者に関すること など
- (9) 協力金（第3弾）に関すること
- (8) 協力金（第4弾）に関すること
- (7) 協力金（第5弾）に関すること
- (2) 営業時間短縮要請に関すること、大規模イベント開催の事前相談に関すること
- (3) 経営相談に関すること
- (4) LINE コロナお知らせシステム及びその他

受付時間

- (1) 無休（24時間）
- (2) 平日、緊急事態宣言発出中の土日祝日（午前9時から午後5時）
- (9) (8) (7) (3) (4) 平日（午前9時から午後5時）

● 協力金（第5弾）

- ・ コールセンター 0570-055-200

受付時間 月曜から金曜（祝日は除く）9時から17時

- ・ ホームページアドレス

http://www.pref.kanagawa.jp/docs/jf2/coronavirus/kyouryokukin_5th.html

1 時短要請について

(令和3年3月7日までの間)

- 全県の飲食店に対し、5時から20時までの時短営業(酒類の提供は11時から19時まで)
- 時短要請に応じていただいた店舗に対して、協力金を支給。その際2月8日以降は、感染防止対策取組書(市町村のステッカーを含む)などの掲示が条件

2 企業におけるテレワーク時差出勤等の更なる徹底について

- 昼間の人流を抑制するため、出勤者数の7割削減を目指し、接触機会の低減に向けたテレワークやローテーション勤務の徹底
- 事業の継続に必要な場合を除き、20時以降の勤務を抑制
- 時差出勤、週休や昼食時間の分散化、テレビ会議の活用、通勤・在勤時の密を防ぐ取組の徹底
- 従業員への基本的な感染防止対策の徹底や外出自粛、会食自粛の呼びかけ

3 イベントの開催制限について

- 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度とする。
- 併せて20時までの時短営業や参加者に対するイベント前後の会食自粛の周知

時期	収容率	人数上限
3月7日まで	50%以内	5,000人

※ 既存販売分については適用しない。

4 大学や学校への要請について

- 学生、生徒へ基本的な感染防止対策の徹底や会食自粛の呼びかけ
- 感染防止のための所要の措置を講じること
- 寮生活、クラブ・部活動など集団行動における感染防止対策の徹底

5 その他 (お願い事項)

- 飲食店の皆様はデリバリーやテイクアウトによる営業強化
- 店舗におけるアクリル板設置等の飛沫対策の実践
- 20時以降のネオンの消灯とイルミネーションの早めの消灯